

## I はじめに

- 1 大学基準協会の大学評価を受けるために行つた点検・評価の組織体制と実施経緯
- 2 大学基準協会の大学評価を受けるために作成した「点検・評価報告書」の編集体制

## I はじめに

### 1 大学基準協会の大学評価を受けるために行った点検・評価の組織体制と実施 経緯

#### (1) 点検・評価の組織体制

本学における全学的な自己点検評価への取組が具体化した契機は、平成3年7月の大学設置基準の大綱化からであろう。全学の自己評価委員会が平成4年3月に設置され、以来、本学の教育・研究活動等に関し、全学的な見地から、点検・評価を行ってきた。

その主要なものは、「教育・研究活動と支援体制（平成6年12月）」、「学生の受入・生活・就職（平成7年3月）」及び「開かれた大学としての社会との連携・国際交流（平成8年3月）」として取りまとめたいわゆる「3部作」であり、また、それらで指摘された諸課題に関する検討状況等について取りまとめた「報告書（平成11年1月）」である。

これらの報告書は、本学として最初の包括的な自己点検・評価活動として一定の意義を有するものであるが、一方、教育・研究活動に関する自己点検・評価については、平成6年12月の報告書の「あとがき」において、その点検・評価の在り方について、次のような問題提起もなされている。

- a 自己点検・評価は、評価のための評価ではなく、大学の在り方の改善や改革契機となる問題解決的な目的を持たなければならない。
- b 自己点検・評価には基準があり、それは明確でなければならない。
- c 自己点検・評価の主体は、自治の名の下に他の批評を許さない閉鎖的なものではなく、学内外に開かれたものでなければならない。
- d 自己点検・評価の対象は、大学として本質的な事柄でなければならず、かつ、体系性、構造性、関連性等、全体的整合性を持つものでなければならない。
- e 自己点検・評価の取組は、支持体制のみであってはならず、実施のための作業体制が整備されていなければならない。
- f 一時的、一過性的な自己点検・評価は意味をなさず、継続することによって意義が出てくる。

一方、平成10年10月の大学審議会答申では、現在の大学評価について、評価の在り方が形骸化している、点検・評価の方法や技術に進歩が見られないなどの問題点を指摘しつつ、自己点検・評価の充実とともに、第三者評価の導入などを通じて多元的な評価を行い、教育研究の不斷の改善につなげるシステムを確立する必要があるとして、次のような提言を行っている。

- a 大学自らが教育研究の質的充実を進める責任があることを明確にするとともに、大学の教育研究活動の透明性を高めるため、従来努力義務であった自己点検・評価の実施とその結果の公表を義務化すること（省令改正済）。
- b 自己点検・評価は、不斷に行われるべきであるが、教育研究活動に関する総括的な点検・評価の実施は、学問進展や社会の変化に対応しつつ、充実した内容とするため、少なくとも4年に1回は実施することが適当であること。
- c 自己点検・評価をより一層効果的に実施し、公共的な機関である大学としての責務を果たしていくために、自己点検・評価の結果について学外者による検証を行うことを努力義務化すること。その場合、大学基準協会の機能の活用を図ることによって充実する方向で検討することが適当であること（省令改正済）。
- d 大学が社会的存在としてその活動状況等を社会に対して一層明らかにしていく観点から、透明性の高い第三者評価を行うとともに大学評価情報の収集提供、評価の有効性等の調査研究を推進するための第三者機関を設置すること（「大学評価・学位授与機構」として、平成12年4月1日設置）。  
以上のような本学における自己点検・評価の取組の経緯と大学評価をめぐる状況を踏まえ、本学として今後取り組むべき自己点検・評価活動は、自己評価委員会を中心に、昭和22年に会員大学の自主的努力と相互的援助によって我が国大学の質的向上を目的とし、米国のアcreditation團体を範として発足した国・公・私立大学を横断的に組織する自主的団体である大学基準協会の加盟判定審査を受けることを前提に、自己点検・評価を行うことが最も適切であると考える。

その理由は、次のとおりである。

- a 同協会の評価を受けることにより、本学が大学としてふさわしい要件を備えていること、また、自己点検・評価を通じて「理念・目的」の実現に向け改善・改革のための努力を払っていることなどが、社会的に認知されること。
- b 同協会の評価を通じて、長所を一層伸ばすとともに、問題点を是正していく上で有益なアドバイスをはじめとする改善・改革のための支援を受けることができる。
- c 同協会の評価を受けることが、大学の個性や特徴を基本においた自己点検・評価のプログラムを確立し、それを実行に移す契機となること。
- e 大学評価の制度が定着している諸外国において、同協会の維持会員の大学に対しては、従来から積極的な評価がなされていること。
- f 同協会の加盟判定審査を受けることは、自己点検・評価に関する問題点を相当程度クリアーできることになるとともに、先般の大学設置基準の一

部改正により、努力義務化された自己点検・評価の学外者による検証にもなり得ると思われること。

## (2) 点検・評価の実施経緯

平成12年4月 全学自己評価委員会において、「大学基準協会の加盟判定審査」を受けることを決定するとともに、点検・評価報告書を作成するための実施組織を承認

平成12年5月 全学自己評価委員会において、加盟判定審査関係書類作成要項及び点検・評価スケジュールを承認

平成12年5月 各部局へ点検・評価の実施について、加盟判定審査関係書類作成要項及び点検・評価スケジュールを添えて、協力依頼

平成12年6月 全学自己評価委員会専門委員会において、点検・評価報告書の構成及び編集方針を決定し、各部局に通知

平成12年6月～11月

各部局において点検・評価報告書の作成開始

平成12年7月 各部局において学生による授業評価

大学基礎データ調書（5月現在）提出期限

8月 全学自己評価委員会専門委員会において、同委員会担当の山形大学のあるべき姿の取りまとめ

平成12年9月 学内において大学基準協会による学内講演会及び説明会を開催

平成12年11月～平成13年2月

各部局から提出された点検・評価報告書等の調整・最終報告書の原案作成

平成13年3月 大学基礎データ調書（5月1日現在）作成依頼

5月 基準協会へ加盟審査申込み

大学基礎データ調書（5月1日現在）提出期限

添付資料提出期限

各部局の点検・評価報告書の微修正

6月 全学自己評価委員会専門委員会で最終報告書案の微修正

全学自己評価委員会で点検・評価報告書案の審議

平成13年7月 全学自己評価委員会で「点検・評価報告書（最終分）」を承認

8月 大学基準協会へ書類提出

2 大学基準協会の大学評価を受けるために作成した「点検・評価報告書」の編集体制

- 自己評価委員会——専門委員会  
(委員長 学長)
- 人文学部自己評価委員会  
(社会文化システム研究科を含む。)
  - 教育学部自己評価委員会  
(教育学研究科を含む。)
  - 理学部自己評価委員会  
(理工学研究科を含む。)
  - 医学部自己評価に関する委員会  
(医学系研究科、附属病院を含む。)
  - 工学部自己評価委員会  
(理工学研究科を含む。)
  - 農学部自己評価委員会  
(農学研究科を含む。)
  - 教養教育委員会
  - 保健管理センター運営委員会
  - 地域共同研究センター運営委員会
  - 総合情報処理センター運営委員会
  - 大学院ベンチャー・ビジネス・ラボラトリ一運営委員会
  - 附属図書館自己評価委員会